

# マンション Life

魅力ある環境  
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット  
Communication  
Network

2006年10月15日発行  
第79号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F  
編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット Tel 048-887-9921 D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員  
NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。

## ライフピア草加Ⅱ 管理組合

草加市  
3棟・7階  
47戸  
平成6年竣工  
委託管理



## 新会員 マンション 紹介



秋号

*Autumn*

- 国土交通省全国一斉立ち入り検査… p.2
- マンション管理適正化法  
違反に初の監督処分… p.3
- 大災害から身を守る  
わが家の防災対策②… p.4
- マンション学会報告 … p.5
- 連載マンショントラブル  
「悩ましい未収金トラブル」③… p.6
- 農山村と都市の交流のすすめ … p.7

### 国土交通省 全国一斉 立ち入り検査

「マンション管理業者の61%が適性化法違反」

国土交通省は、さる6月16日、平成17年10月から12月にかけて任意に抽出した全国のマンション管理業者57社の事務所への立ち入り検査を実施した結果を発表しました。

立ち入り検査の結果、監督処分をするような違反事例は発見されなかったが、業務の是正指導を要した業者が35社ありました。主な指摘内容は、次のとおりです。

#### 「カツコ内は、マンション管理適性化法違反条文」

- 1、管理会社の業務や財政を記載した書類の閲覧ができない。(79条)・18社
- 2、従業者であることの証明書を携帯させずに業務に従事させた。(88条)・15社
- 3、委託契約成立時に管理組合へその内容を記載した書面を交付しなかった。(73条)・14社
- 4、受託した管理事務に関する

帳簿を作成・保存していなかった。(75条)・14社

5、業務の重要事項説明をしていない・説明不十分(72条)・12社

6、国交省への登録事項の変更届を出していない。(48条)・8社

7、事務所に、定められた管理業者の標識を掲示していない。(71条)・5社

8、管理組合への定期的受託事務報告実施無し・報告実施不十分(77条)・4社

9、財産の分別管理をしていない。また・分別不十分(76条)・2社

指摘内容には、標識未設置  
分証明書不携帯など、適性化  
法理解不足・社内管理の不徹底などもあります。財産分別管理、重要事項説明、定期報告など重要事項の欠落もみられます。

しかも57社中35社(61%)が違反していることは、大きな問題です。国土交通省では、引き続き、立ち入り検査等積極的に行い指導を実施していくと共に、悪質な違反事例に対しては、今後は、厳正

に対処するといっています。

#### 国土交通省重点施策 全ての処分治安も公表

国土交通省は8月4日、重点施策をまとめ公表した。地域の自立・競争力強化や安全・安心基盤の確立に関する施策が盛り込まれています。安全では、耐震偽装事件や悪質リフォームによる被害を受け、宅建業者等の事業者や住宅・建築物について情報提供を行い消費者の安全を図ろうと、事業者の過去の処分履歴も含めてインターネット等で公開するシステムの構築が提示されておりマンション管理業者も対象になっています。

年度内には、管理業者の監督処分基準を公開する一方今後は、すべての監督処分事案も公表する方針です。

#### ・対象になる事業者は、

建設業・建築士事務所・指定確認検査機関・宅地建物取引業者・マンション管理業者等・宅建業、マンション管理業者について監督処分基準を公表し、今後全ての監督処分事案を公表してゆく考えです。



## 納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

## 日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053  
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

# マンション管理適正化法 違反に初の監督処分

「管理会社2社に一部業務停止命令」

## (1)業務停止命令

国交省関東地方整備局は、マンション管理適正化法違反に対して、同法82条に基づく業務の一部停止を命じたと発表した。処分理由として、「テス」について①平成16年仙台支店勤務社員の管理組合資産の一部流用事実が明らかになった。②草加のマンションで平成13年8月以降、重要事項説明書面の交付を怠っていた。③同マンションで収納代行方式を採用していた平成13年8月以降、保証契約を締結していなかった。④他のマンションにおいて同様に、同時期保証契約をしていなかった。の4点だが、適正化法の72条・73条・76条・82条の5号に違反すると判断された。「新都市ライフ」については、平成16年度に合併した都市生活施設の晴海支店勤務社員の管理組合資産の一部横

## 1社に指示処分公表

領事実が判明、この点が処分理由だが、合併の経緯内容から、事業の連続性・一体性があると認め、処分対象とした。平成13年8月施行から4年9ヶ月マンション管理適正化法82条に基づく初めての監督処分が行われた。処分を受けた2社は、いずれも社員による管理組合資産の着服が発覚、国交省もこの事実を重視し、処分に踏み切ったと考えられる。停止を受けた業務は、基幹事務を含む新規契約の締結、今後の処分を考える上での規範になりそうだ。

## (2)指示処分

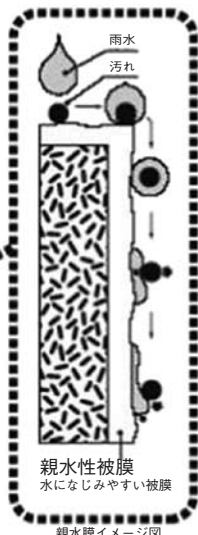
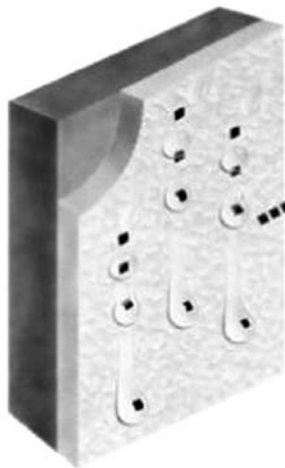
国交省近畿地方整備局は、違反行為があったとして7月14日ニッケンコミュニティ(本社東京)に対して、マンション管理適正化法81条に基づく「指示処分」を行った。適正化法では、「指示処分」について公表を義務付けてい

ない。今回の公表の背景には、「法令順守」を強く求める姿勢がある。国交省が今年6月16日の全国一斉立ち入り検査結果公表時、今後の悪質な適正化法違反事例に対する「厳正な対処」を表明しており今回の処置は、国交省の姿勢を反映したものとと思われる。この度のケースは、「単なる過失」と考えられるが結果的に違法状態が長期に及んだことも公表の一因と思われる。

管理会社にとって「法令順守」は、業務施行上最低レベルの遵守事項である。ニッケンコミュニティの法令違反の発覚した契機が管理組合の指摘によることも見逃せない。管理組合がアクションを起こさなかった場合会社側が違反に気付くまで、更に時間を要したものと思われる、その意味では、管理組合に感謝すべきであろう。

管理業務に携わる者は、このことを真摯に受け止め業務執行に当たっては、「法令遵守」に、徹底すべきであろう。

事務局 佐々木



全くの「逆転の発想」から誕生しました。このアレセラホールド工法は、従来常識とされていた、水をはじく撥水性を覆し、水になじむ親水性という常識を生みました。それは、雨水が汚れと一緒に取り去るセルフクリーニング機能により、住まいの外壁の汚れを寄せ付けず、美しい外観を長く保ち続けます。



低汚染形複合外装仕上工法

# アレセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社  
建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

# アレセラフツ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

# アレセラレタン

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号  
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

# 大災害から身を守る わが家の防災対策②

大地震の発生直後は、都市機能、行政機能も混乱しており組織的な救済活動は、期待できません。そのため災害が起きた時の行動は、被害者自らの判断や自力によって行われることが原則となります。もし地震が起きた場合、自らの命を守るためにどのようなことが必要か、といったことを平素から各家庭ごとに予防対策を講じておかなければなりません。

・**家庭内での安全確保の対策**

(1)家具等に転倒の危険がある場合には、防止策を行う。  
 (2)食器棚や窓ガラスには、透明フィルムで飛散防止を行う。  
 (3)家具の上など高いところには金属製のものは置かない。  
 (4)暖房用具はできるだけ火災の心配の無いものにする。  
 (5)ベッド周りの家具の転倒等によって被災したり避難に戸惑うことないよう安全確保に基づいた環境づくりをする。

(6)寝具やカーテン等はなるべく防災製品のものを使用する。  
 (7)ガラスの飛散により床が危険になるのでスリッパや運動靴を身近に置いておく。  
 (8)ベランダに落下しやすいものは置かない。

・**非常用物資の確保**

非常用持ち出し用品として非常食・水・ラジオ・懐中電灯などの他に慢性疾患で常用している薬や医療器具、補聴器等の電など個人的に必要な物資について、被災時に当面必要な量を持ち出せるように用意しておく。

・**留意点** 健康者、要介護者ともに非常持ち出し品は、リュックなどに詰め両手があくようにする。非常持ち出し品は、最低3日分を生活できるよう準備しておく、避難生活が長引くときには「2次持ち出し品」として避難場所での設備や支給品とを考慮して決める。

この他に「阪神・淡路大震

## ・一般的な対策項目

- ①貴重品～現金・預金通帳・免許証・健康保険等
- ②情報・連絡・救援～携帯ラジオ・懐中電灯・予備の電池・笛等
- ③非常食～缶詰・飲料水・乾パン・等
- ④身の回り品～下着類の衣類・タオル等
- ⑤救急セット～包帯・傷薬・胃腸薬・鎮痛剤・絆創膏等
- ⑥雨具・ビニールシート他

災」で役立つたものに（ポリタンク・新聞紙・使い捨てカイロ・裁縫セット・地図・さし・筆記用具・ノート・マジックなど）がありました。

◎管理組合としての対策 特  
 にマンションの場合は、単独行動はとらず、管理組合担当者の指示のもと団体行動を取る。平素より要介護者（老人家庭等）の名簿を作成し安全確認を怠らない。指定された公的な避難場所を周知徹底し、安全に歩ける道順を把握し実際に歩いて確認しておく必要がある。

## ・介護が必要な方が留意すべき対策項目

- ①医療器具～日常使用している用具・備蓄は、最低2週間以上・水・濡れティッシュ・輪ゴム・ビニール袋・鋏等
- ②補装具等～老眼鏡・補聴器と専用電池・杖・白杖他
- ③紙おむつ・携帯トイレ・負ぶい紐等
- ④防災カード～

あります。自らの安全は、自らで守るために各家庭ごとに「安全マニュアル」を作成し、災害への備えに万全を期してください。 小島

〔豆辞典〕  
 「知っていますか」 区分所有権を有する者を区分所有法では、区分所有者といいますが、すなわち分譲マンションの住戸を所有している人のことです。

ISO9001・14001に裏づけされた高品質な  
 工事と誠実なアフターケア環境にやさしい  
 リニューアルを提供します。



ビル・マンション等のリニューアルはシンヨーにお任せ下さい。

**シンヨー株式会社**

本社 川崎市川崎区大川町8-1

TEL 044-366-4807(営業部)

FAX 044-366-4810

URL <http://www.sinyo.com>

「日本マンション学会」第15回札幌大会に出席して②

NPO 埼管ネット 会長 佐々木一

高齢化社会への対応 (第3分科会報告)

安定居住のために、(分譲マンションと共生社会)

高齢化社会を考える前に、現状の確認として前回、人口・世帯数・住宅数・高齢者の持ち家率等、統計資料に、基づいて見たが、数値的には、高齢者の持ち家率の非常に高いのが判る。その原因として考えられるのは、住み慣れた住宅・地域を安住の地としたいこと、新たな転居が肉体的・精神的に負担となること、高齢者が賃貸住宅に入居することが難しい(断わられる)などがある。一方過疎化に伴う利便性の低下や、この冬のような豪雪時の雪かきの負担などが、重くのしかかる。また、財政難の行政には将来的にも住宅や福祉への十分な公的支援は望めない。このような時代背景の中で、社

会の活力と安定を確保すること、そしてこれから取り組むべきこととして「共同居住としての分譲マンション」を再考する必要があると思う。なぜなら分譲マンションは、「自助」、そして「共助」と世代を超えて支え合う最小単位の「共生社会」が存在しているからである。

(1) 多様な需要と供給

高齢者の住まいといひして、「有料老人ホーム」や「特別養護老人ホーム」がある。そしてその主眼は、「利用権」と「介護」であるが、最近では、自立支援や共同居住など、そのものが着目されてきた。たとえば、グループホーム・グループリビング・ケア・ハウス等のバリエーションが生み出され、自立者にとっても、より住みやすく安心な住居が求められている。近い

将来マンションは、単に「所有」や「占有」という権利形態の違など、問題ではなく、住宅その物の「付加価値の向上」と「共同居住の多様化」が大きなポイントになるので、ないだろうか。

(2) リバースモーゲージ

リバースモーゲージは「逆住宅ローン」とも呼ばれる仕組みで、代表的なものは、住宅を担保にして、自治体や金融機関から定期的に生活資金などを融資として受け、契約期間満了時(死亡時)にその自宅(担保不動産)を処分して借入金を一括返済するといふものである。担保不動産の処分で金額が充当できなくとも、借入人又は相続人に訴求しないので、一種のノンリコースローンともいえる。アメリカでは、1960年代に導入され、日本でも1981年

に武蔵野市が導入、世田谷区・神戸市などの自治体のほか、民間信託銀行が制度化している。ただ時期的にバブルの崩壊による担保価値の下落や、もともと日本では中古住宅の評価や市場が未整備であったことなどから実例は多くない。

一方、住宅金融公庫が2001年に制度化した「高齢者向け返済特例制度」があるこの制度は、住宅ローンとリバースモーゲージを組み合わせる中間製品といえる。マンション建替に際し、建替後の住宅取得必要資金を融資する制度で、毎月利息を返済するのみで元金は据え置かれ、契約期間満了(死亡時)に物件を処分し完済する仕組みである。(富田路易氏の解説より)

文化庁が「日本の歌百選」の募集を始めた。「シャボン玉飛んだ・屋根まで飛んだ・屋根まで飛んでこわれて消えた」野口雨情作詞、中山晋平作曲の童話です。

早目の点検と改修で漏水を防ぎ、建物の資産価値維持・保全をサポートします

「非破壊」劣化度診断システム

防水シート「ロンブルーフ」の防水層に損傷を与えずに劣化度を診断

ロンマットME・ロンステップME

滑りにくい長尺塩ビシート・階段用床材+塗膜防水で安全と防水性を確保

ロンシール工業株式会社

http://www.lonseal.co.jp/

●本社防水部 〒130-8570 東京都墨田区緑4-15-3 TEL.03-5600-1866 FAX.03-5600-1846
●大阪支店 〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-9-13 大北ビル7F TEL.06-6304-2700 FAX.06-6304-6948

連載 マンショントラブル

### 「悩ましい 未収金トラブル」

(理事 舟本 統)

③

「理事長にとってもっとも悩ましいのが、顔見知りの住民が管理費等を滞納することです。」

今回はマンショントラブルのひとつ未収金を取り上げます。国交省平成15年度マンション総合調査結果によると、

管理費等の滞納が発生している管理組合は、全体の32%に上るが、400〜500戸の団地であっても1件あるかないかというところから、数十戸の規模のマンションでも滞納戸数割合が10%を超えるところもあり、両者間に直接的な関係は、見受けられません。結局、組合員の意識や滞納防止に対する組合の姿勢によって大きな違いが出るようです。とはいえ、滞納者のやむをえない事情がわかるだけに、未収金トラブルは理事長にとっては悩みの種で、できれば避けて通りたいのが正直なところ。しかし、未収金の放置は管理組合の損金となり、組合員の資産を減じ、理事長の任務放棄といわれかねません。そこで未収金

撲滅の決定打とまではいえませんが、組合が取るべき姿勢について述べてみます。

#### 【1】『三つの数字に注目』

5年・10%・60万円 まず、この三つの数字を押さえ、その傾向を把握することです。最初の「5年」は、管理費の時効(H16/4最高裁判決)です。従って未収金は5年以内に回収しなくては、いけません。

次の「10%」住宅金融公庫のリフォーム融資条件である滞納割合です。融資を考えている組合は、未収金がこのレベルを超えないよう管理すべきです。

最後の「60万円」は、小額訴訟の範囲です。この手続きが簡単に費用も安く1回の審理で判決が出る簡易な訴訟でけりをつけるべく行動することです。この三つの数字のフオーが組合の取るべき姿勢

といえます。

#### 【2】『チェックしてる？ 規約と委託契約書』

二つの書類の確認も未収金管理の基本です。貴方の管理組合の規約に、管理費の徴収に関する条項がありますか？国交省のマンション標準管理規約60条を参考に「遅延損害金や法的措置の追行」を規定しておいてください。

管理会社の業務委託契約書に「滞納に対する特約」が記載されていますか、その期間を確認してください。期間を過ぎると業務は終了し、後は組合が責任を持つことを知っていますか。だからこそ管理会社がおざなりに取り組んでいないかを監視しなければなりません。

#### 【3】『義理・人情の しがらみを避ける』

理事長は滞納者の個人的事情を知る立場です。しがらみを避ける最善の方法は、未収金マニュアルを作成し、そのマニュアルに沿って例外なく整齊といわば無機質に回収作業を

行うことです。それが理事長の仕事です。その割りきりがトラブル解決の道を切り開きます。

#### 日本一の超高層マンション大阪で完成

「埼玉のエルザタワー」高さで2位 これまで全国で最高のマンションは、川口市にある「エルザタワー」185メートルでしたが、これを15メートル上回る200メートルの超高層マンション「クロスタワー大阪ベイ」が大阪市港区に9月11日完成した。

総戸数は456戸・占有面積は53,333㎡162.96㎡・販売価格は、最高が1億6千550万円、平均で4125万円ですが、殆どが売れており8千万台数戸が残っているだけとの事です。

管理費は、最高で月掛け28300円で、修繕積立金が68200円ですが、金額の妥当性について皆さんはどう思われますか。これでは、将来の大規模修繕が思いやられ

社団法人 高層住宅管理業協会 正会員

## 三興管理株式会社

東京都千代田区神田須田町1-7

電話番号 03-3252-7367

FAX番号 03-3255-2287

# 農山村と都市の交流のすすめ

高崎健康福祉大学教授・日本マンション学会東京支部長 松本恭治

首都圏のマンション団地は約300万戸。初期の分譲団地では、子供が転出し親だけが残っている。一般に定年退職者した元企業戦士は地域社会に馴染めずテレビ付けの日々を送る場合が少なくない。買物物が唯一の外出機会になる者も多い。筆者の調査では多くの定年退職の男性は通院することで始めて地域の人々と会話する。一方、男性に比べると女性の方が地域に友人・知人が多い。しかし子供がつかないでいた地域の人間関係は途切れがちとなり、足腰が衰えるとさらに社会的孤立に向かう場合が少なくない。男女とも寿命が伸びた今日、夫婦だけの生活又は単身の生活をどのようにエンジョイするかが課題だ。

筆者自身は定年が近づいた平成12年に東京の国立研究所から群馬県にある大学に再就職して、既に5年を経過した。徐々に周りが見えてきたが、まず驚いたのは、群馬県の都市部を馬蹄形に包む丘陵地、山間部の多くは過疎化が激しいことだ。スキー場と温泉がある地域は観光業が盛んであるが、スキー場も温泉もなく、工業、商業も誘致できない中山間地の村はただひたすら過疎化が進む。群馬県の古民家は福島県に次いで全国2位の多さだが、多分過疎化に伴う経済活動の停滞が古民家大量保存の原因だ。長野県に接して日本で高齢化率1、2位を争う南牧村は景色も美しい、鮎の宝庫とさえ言われている。しかし住民は高齢者ばかりで釣って商売にする人がいない。つぶさに村を調べると首都圏から移転して定住している夫婦が結構たくさん居る。外国生活で自然を楽しむすべを手にした人々が多い。100年以上経った大きな住宅を改造して住んでいる。最近床面積200坪の空き家を見た。去年まで金持ち

夫婦が住んでいたから即利用可能な古民家で、中にある調度品は最高級のものであった。柱、梁の太さ、部屋の大きさに圧倒された。囲炉裏もあるし、一枚板で作った間仕切りの板戸、豪華な彫り物の欄間に感動するばかりであった。ここに住めばお大気分になれる。意外にも相手の希望譲渡価格は私のような貧乏人でも十分購入可能なのだが、何しろ広すぎて使えない。おまけに草むしりに追われることになるから諦めた。妙義山のおもとは10000㎡の農地を年間12万円で借りられる。過疎地は田舎の人にとっては無意味なものも東京人にとっては意外と宝の山である。そこでマンション居住の皆さんが群馬県に来れば結構楽しめる。グリーンツーリズム（農業観光）、2箇所居住、定住の何れでもよい。農業をした人、農業を辞めた人が選手交代すれば村は元

気になる。団地・マンションの人々がマイクロボスで来ればコミュニティ形成にも役立つはずだ。引きこもり老人ゼロをマンション経営の目標とするにはいいチャンスだ。手付かずの自然に加え近くには牧場も天文台もあるから子供も楽しめる。都市部の祭りに田舎から大挙して蕎麦打ちに来てもらえば盛り上がる。やや暇な人、暇を持て余している人、人生の転機を考えている人は群馬県の西上州に一度足を運んで欲しい。南牧村の道の駅「南牧オアシス」には16人の農家のばあちゃんが協同で野菜の直売をしている。野菜はもちろん蜂蜜などびっくりするほど安い。原価計算をできない集団として周囲からかわれているが、ばあちゃんたちは気にしない。仕事が無いところで働いていることが誇りのようだ。埴管ネットと村が何らかの付き合いができたなら幸いである。単なる姉妹協定だけでなく防災協定も結ばば双方の安心が確保される。

## マンション再生のお手伝いをして四半世紀

あなたのマンションに新しい生命を吹き込みます

～Total Renewal～

大規模修繕から設備改修・内装リフォームまで充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が世代を超えた永いお付き合いを実現しています

**Kenso 建装工業株式会社**

マンションリニューアル事業部  
〒105-0003 東京都港区西新橋3-11-1  
TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535  
URL <http://www.kenso.co.jp/>



# 第29回 秋季マンション管理組合 実践セミナーのご案内

日時 平成18年11月12日 13時10分開場  
13時25分講演開始  
場所 さいたま市文化センター3階大会議室  
(南浦和駅西口下車徒歩7分)

## テーマ1 大規模修繕を如何に考えるか テーマ2 大規模修繕積立金の運用と調達

参加申し込みの詳細は、埼玉管ネットWebサイト参照又は、事務局までお問い合わせください。  
電話048-887-9921

(会員参加無料)

### \*無料相談会

埼玉管ネット事務局

マンションでの日常発生する問題に対応致します。

(事前予約が必要です)

① 法律無料相談会	奇数月	第1土曜日	13時00分	15時00分
② 建物修繕相談会	随時	随時	10時00分	17時00分
③ 管理組合運営相談会	随時	随時	10時00分	17時00分

埼玉管ネットでは地域交流会の会場を求めています。地域交流会は、各地区単位でより多くのマンション居住者の方々に集まっていたいただき、マンション管理運営について情報交換をし、快適なマンションライフを創造することを目的としています。

### 新刊紹介

#### 『わがマンションあと30年もたせるぞー理事長夫婦の大改修奮闘記』

ひよんなきっかけから今のマンションを選び理事長になった夫婦に襲ってくる様々な問題。その日々の活躍を綴ったものです。

夫婦でマンション管理組合の理事長業務を分担しながら、設備、配水管の改修工事に取り組み、ガラス張りの競争原理を取り入れて施工会社を公正に選定。工事費を大幅に節減するなど「マンションをあと30年持たせる」ための取り組みを描いている。大規模修繕工事を控えているマンションに、お勧めの1冊です。住民が何に戸惑いどう解決したのか、業界の質が問題になっている昨今、業者の立ち振る舞いが素人の目にどう映るのかを知る上でも興味深い。

牧野真澄・古都美 著 彰国社 (1600円+消費税)



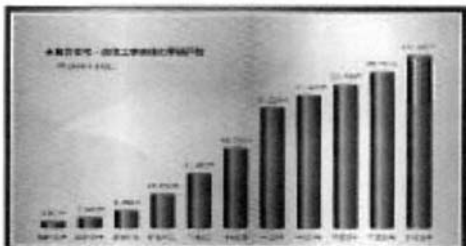
ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>  
事務局への連絡にもご協力ください

- NPO 法人埼玉管ネットでは建物保全に関する調査の一環として超高層マンションにお住まいの方へ、アンケート調査を実施しております。ぜひWEBサイトよりアンケートにご協力ください。
- 「年間スケジュールを一部変更・訂正しております。」ホームページでご確認ください。
- 理事長・連絡先変更届けは、ホームページ上の変更登録フォームをご利用下さい。



マンションLife  
バックナンバー  
ユーザー名  
saikan-user  
パスワード  
3179

改修工事業のバイオニアとして歩んだ実績は  
**13万5000戸**を越えました



ヤマギシは、居住者との一体感で  
工事の進行を安全に管理します。

<http://www.ymgs.co.jp>



### ヤマギシリフォーム工業株式会社

本社 東京都品川区南品川4-2-36 Tel 03-3474-2900  
東京支店 東京都品川区南品川4-2-36 Tel 03-3474-1941  
横浜支店 横浜市中区羽衣町3-55-1 横浜センチュリービル Tel 045-242-6640